

令和7年10月9日

各位

(公社)千葉県LPガス協会

テールゲートリフター(TGL)特別教育座学講習会のWEB開催について(ご案内)

日頃は、弊協会活動にご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度、今年度上半期同様に初心者向けのテールゲートリフター(TGL)特別教育座学講習会をWEB形式で下記のとおり開催することといたしました。

本講習は、主にLPガス配送車に的を絞って作成しております。また、実技教育については含まれていないため各事業者において行っていただくことになります。

(別途実技教育の一部を補完する教材の販売を行います。)

なお、本案内書2ページ目の【特別教育について】の内容を考慮して受講者を選定してお申込みください。

記

【受講対象者】

改正告示の施行日(令和6年2月1日)時点に、荷を積み卸す作業に伴うTGL操作の業務について、全く従事した経験のない者を対象としています。(常に従事していなくても操作を行う者も対象となります。)

6か月以上の経験を有する方も受講することはできます。

※今回開催の講習は、6か月以上の経験を有する方であっても全科目省略することなく受講していただくことをご了解ください。また、特別教育の講師を養成する講習でもありません。

【開催日程(下半期)】

日にち	受講時間	形式	定員
11月27日(木)	(12:30~受付)	WEB形式	80名
12月3日(水)	13:00~17:30 予定		

【座学特別教育内容】

法令で定められている科目は、3科目になります。

本座学特別教育においては、その3科目を4つのパートに分けて実施いたします。

座学特別教育科目

パート1	テールゲートリフターに関する知識	1時間30分
パート2	テールゲートリフターの操作に関する知識①	50分
パート3	テールゲートリフターの操作に関する知識②	1時間10分
パート4	関係法令	30分

【受講料(座学)】

6,000円(税込)/1受講者あたり (内10%消費税額545円)

【実技補助教材】

10,000円(税込)/1事業者あたり (内10%消費税額909円)

【受講申込の方法】

1. 事業者が、協会 HP の申込フォームより必要事項を入力し、お申込みください。
2. 協会からの自動返信メールにて申込内容と受講料の振込先を確認の上、お振り込みください。
3. 協会にて入金確認後、受講 ID とパスワードをメール送信し、申込完了。
4. 別途、テキスト・座学補助教材を郵送いたします。



↑ WEB 開催
申込フォームはこちら

【申込期限】

振込も併せて、令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金）までにお願いいたします。

【特別教育について】

特別教育とは、労働安全衛生規則第 39 条の規定に基づき安全衛生特別教育規程その他の告示で定めています。約 40 超える内容の業務に関して、事業者等が労働者に対して実施しなければならないとされています。法律では講師についての資格要件は無く、学科と実技の科目について十分な知識と、経験を有する者と事業者が認められた者が行うことになります。

結果責任も含めて全責任は事業者本人が負う者であり、その特別教育の内容についても同様です。

実施方法と内容は、法令に定めている**学科教育と実技教育を定められた時間以上行う**こととしています。

その他に特別教育を実施した時は、実施日と講師と受講者、科目等の記録を作成して**3 年間保存する事**が定められています。

また、特別教育が必要な作業者にその**教育を実施していない、内容に不足ある事業者**(法人・個人事業者・法人の代表者・使用人)には、**6 ヶ月以上の懲役または 50 万円以下の罰金刑**があり、更には、**労働者に対しても教育を受けていない、または法違反の作業をした場合は、事業者**に**50 万円の以下の罰金刑**が課されます。

当協会では、「TGL 特別教育講師養成講習」を受講した者を講師として TGL 特別教育講習を実施することとし、第 3 者から見て特別教育の内容や講師についての問題を最小限にする手当をとりました。

従業員様への特別教育となり LP ガス配送に的を当てたものになっていることと、別途実技教育(2 時間以上)については、事業者が実施することでテールゲートリフター(TGL)特別教育が修了することをご承知おください。

以上

<問い合わせ先>

公益社団法人千葉県 LP ガス協会

MAIL : koushu@chibalpg.or.jp

FAX:043-243-6781

TEL:043-246-1725